



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

夏季休暇のお知らせ

平素はひとかたならぬご厚情にあずかり心から御礼申し上げます。
炎暑いよいよしのぎ難くなりましたが皆様のご健勝をお祈りいたします。

さて、弊社では以下の予定で夏季休暇を実施いたしますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

夏季休暇：8月13日(金)～16日(月)

職員一同、皆様のお役に立てますよう引き続き精進して参ります。お困り事等ございましたら、お気軽にご相談下さい。



新型コロナウイルス感染防止取り組み

新型コロナウイルス感染症について弊社では感染拡大防止のため会議室・執務室にCO₂（二酸化炭素）センサーを導入いたしました。

二酸化炭素濃度を測ることで室内の換気状況を「見える化」する機器となります。

液晶画面には常に二酸化炭素（CO₂）濃度が表示され、室内の換気状況を数値で判断できるようになっています。濃度が高ければ呼気がこもり、新型コロナの感染リスクが高い密閉空間になっていることがわかります。また二酸化炭素濃度が高い状況だと、業務効率が下がるとも言われております。

無人の状況では400ppmほどですが、会議等で部屋を使用していると数値が上昇するため、目に見えて状況がわかるようになりました。

弊社ではその他、来社時の検温・消毒、会議室内の亚克力板の設置等の対策を行い、感染予防に努めて参ります。

皆様には大変お手数をおかけしますが何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



～法人版事業承継税制～

■ 法人版事業承継税制とは

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）がされているなどの違いがあります。

■ 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 令和5年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 令和9年12月31日まで	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし

平成30年度の税制改正により、一般措置に加えて特例措置が創設され、納税猶予の対象となる株式が全株式となり、納税猶予割合も100%となりました。事業承継税制を適用することで事業承継に係る贈与税や相続税の負担を軽減できるようになっています。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q ワクチンの職域接種により接種を受けた場合の所得税の課税関係は？

＜事例＞

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種の実施にあたって、接種会場の使用料、接種会場の設営費用（備品のリース費用を含みます。）、当社の診療所の産業医以外の医師・看護師等の派遣を受けるための費用など、接種会場の準備のために要する費用が生じます。また、職域接種の対象者は、当社の事業所において勤務する当社の役員、従業員及びこれらの者と同居する親族でワクチン接種を希望する者並びに関連会社の従業員等のほか、当社の取引先の従業員等及び接種会場の近隣住民で希望する者とする予定です。



この場合、当社が会場準備費用を負担したことにより、ワクチン接種を受けた者に所得税の課税は生じますか？

＜回答＞

会社が負担した職域接種の会場準備費用に関して、会社の役員及び従業員に対する給与として課税する必要はなく、また、これらの者以外の被接種者についても、所得税の課税対象とはなりません。また、新型コロナワクチンの接種については、予防接種法の規定に基づき市町村（特別区を含みます。）において実施するものとされており、被接種者が接種に要する費用を負担することではなく、被接種者において税負担が生ずることもありません。なお、職域接種は、この市町村において実施するワクチン接種事業について、市町村から委託を受けた企業等が実施する形態（企業内診療所において実施）又は市町村から委託を受けた外部の医療機関に企業等が依頼することにより実施する形態（外部の医療機関が企業等に出張して実施するなど）とされており、いずれの場合であっても、職域接種が、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされている接種であることに変わりはなく、市町村単位で行われている接種と同様、被接種者が負担すべき費用はありませんので、被接種者においてワクチン接種に係る税負担が生ずることはありません。

Q ワクチンの職域接種に係る接種会場までの交通費の取扱いは？

＜事例＞

当社は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種を東京都内の施設を利用して実施するため、当社の役員及び従業員で接種を受ける者に対しては、勤務先又は自宅から接種会場までの交通費を支給する予定です。

この場合、この交通費は非課税としてよいでしょうか？

＜回答＞

貴社の役員及び従業員の接種会場までの交通費については、職務命令に基づき出張する場合の「旅費」と同等と考えられますので、接種会場への交通費として相当な額であれば非課税として差し支えありません。



（橋本健治）

インボイス制度 特設サイト

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。国税庁はこのインボイス制度の特設サイトを開設していますのでご紹介します。

特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です!!



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的な質問やご相談については、[消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター](#)で受け付けております。

【フリーダイヤル】

0120-205-553(無料)

【受付時間】

9:00～17:00(土日祝除く)

税務署にて個別相談(具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談)も受け付けております。



インボイスは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのものです。

買手が消費税の納税義務者の場合、売手からインボイスを交付してもらわなくてはならないケースが出てきます。インボイスを交付するには、登録事業者であることが必要です。

本サイトは制度の概要、Q&Aなどのほか、オンライン説明会についても掲載されています。オンライン説明会は各回定員 100 名で、先着順になっています。

またわかりやすい動画もありますのでご覧ください。

(北原隆幸)

職員コラム ～一歩踏み出す勇気～

岡本 由依

6月に入社いたしました、岡本由依と申します。よろしくお願いいたします。
入社してから2か月近く経ちましたが、毎日が勉強で刺激のある日々を送っています。

皆様は最近新しく始めたことはありますか。新しく始めるということはとても勇気のいることではないでしょうか。

私は今回転職するまで長い時間、悩んだり、見て見ぬふりをしたりと一歩を踏み出す勇気がありませんでした。

その時ある方から「やらない後悔より、やる後悔」とお話を頂き、決心がつきました。行動せずに過ぎてしまったことを後悔するより、まず一歩を踏み出してみよう。

実際一歩を踏み出してみると、失敗してしまって後悔する日、反省する日はたくさんあります。しかし、その気持ちと同じくらい踏み出した場所には、素敵な出会いや学びがたくさんありました。

まだまだ未熟で至らないことばかりですが、皆様のご指導を無駄にせず後悔のないよう、尚且つやってよかったと思えるように、これからも日々業務に向き合い成長していきたいです。

